

中古自家用普通特種自動車 売払仕様書

1. (仕様書)

この仕様書は、大阪市健康局（以下、当局という）の2に記載する売却物品の売払に関するものである。本売払契約に関して、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

2. (売払物品)

売 払 物 品 名 称						数 量	
中古自家用普通特種自動車						1 台	
車 両 の 概 要							
車 名（車体の形状）		トヨタ（医療防疫車）					
車 台 番 号		RZH1127100485		車 両 型 式		GE-RZH112K	
初 度 登 録 年 月		平成 12 年 8 月		車 検 証 の 有 効 期 限		令和 7 年 10 月 5 日	
走 行 距 離		97,390 km (令和 7 年 3 月 26 日現在)		リ サ イ ク ル 料 金		6,380 円（預託済）	
原 動 機 の 型 式	1RZ	燃 料	ガソリン	譲 渡 証 明 書	発行する	鍵	有り
乗 車 定 員	6 人	車 両 重 量	2,000 kg	車両総重量	3,080 kg	総 排 気 量	1.99 L
備 考		動物捕獲用として使用。（臭い対策のため乗車部分と荷室の間に壁を設けて隔離、洗浄用の床・荷室部専用のエアコンを設置するなど荷室部分を改造）					

3. (入札価格)

入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まず応札すること。
よって落札者は契約金額とは別に、リサイクル料金を納入すること。

4. (使用目的等)

落札後、速やかに当局指定の誓約書に必要事項を記入、押印のうえ提出すること。転売を目的とする場合、古物営業法による売買資格が必要ですので、許可書の写しを提出すること。また、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可は、現在において有効な許可であること。

5. (車両の引取)

(1) 落札後、本車両の引取については当局担当者と日程調整等を行い、承認を得てから引き取ること。

- (2) 本車両の運搬費用、再登録のための整備、手続・申請費用等はすべて買受人の負担とする。また、エンジン等の状態等は下見時によく確認しておくこと。他の車両に積載する等の手段を用いる場合には道路交通法等を遵守し、十分な安全措置を講じて搬送すること。
- (3) 本車両の引取に関しては、当局担当者の指示に従い、敷地内では安全に十分気をつけ、当局の業務を妨げないこと。また、引取以後の事故については当局敷地内・外に関わらず全て買受人の責任において処理すること。
- (4) 引取日時については、代金納入後の平日午前 10 時から午後 5 時を基本とする。日時は代金納入後調整する。

6. (代金の納入)

代金の納入については、令和 7 年 12 月 9 日 (火) までに、当局が発行する納付書により納付すること。

7. (車両引取に係る書類の交付)

車両引取に係る次の書類は、各種手続きが終了し、代金の納入が確認された後に交付する。

当局が各書類を交付した際には、当局指定の受領書を提出すること。

(1) 譲渡証明書

(2) リサイクル料金の預託状況を証する書類

※入札前に車両引取に係る書類を閲覧したい場合は、当局担当者に申し出ること。

8. (車両保管場所)

大阪市大正区三軒家東 2 丁目 13 番 13 号

9. (引取期限)

令和 7 年 12 月 23 日 (火)

なお、期限までに引取りを完了しない時は、本市契約規則第 56 条を適用し、延滞違約金を徴収する。

10. (下見の日時及び場所)

(1) 下見の日時 令和 7 年 11 月 21 日 (金) 午後 3 時から午後 5 時まで

(2) 下見の場所 大阪市大正区三軒家東 2 丁目 13 番 13 号

※下見について、入札に参加する者は必ず売払物品の下見を行い、「物品買受申込書」に当局立会者の証印を受けること。主管局立会者の証印の無い「物品買受申込書」での入札は無効とする。

車両は長期間使用しているため、車両の老朽状況等を下見時によく確認すること。

11. (注意事項)

(1) 入札希望者は必ず、現地で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。

(2) 引取期限内に必ず引取りを完了すること。また、引取にかかる費用については、買受人の負担とする。なお、正当な理由なく履行しないときは、本市契約規則により、本契約の解除を行う。契

約の解除に伴い本市入札の参加資格が一定期間制限される。

- (3) 引取りに際しては、引取時間等について事前に当局担当者と詳細な打ち合わせを実施し、その指示に従うこと。
- (4) 買受人の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、本市契約規則第 40 条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。
- (5) 本売却契約後の本車両の保管については、買受人の責任とし、その車両については災害、盗難などによる事故が発生しても、当局はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 引取り後の車両の故障・事故等については、本市は一切責任を負わない。
- (7) 本売却契約後、本車両保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。
- (8) 車両を使用しなくなった（使用済み）後は、道路等に放置することなく適正に処理すること。その際は、自動車リサイクル法はじめ関係法令を遵守すること。
- (9) 本仕様書について疑義のあるときは、必ず入札前に当局担当者に問い合わせ、指示を受けること。落札決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

1 2.（車両引取時注意事項）

- (1) 引取時には必ず日常点検を行うこと（水・オイル・燃料等）。
- (2) 長期間止め置きしている車両もあるのでバッテリー容量が減るなど、エンジン始動が困難な場合があるため、下見時によく確認し、引取時に対応できるよう準備すること。
- (3) CNG ガス容器の充填可能期間が終了している車両については、ガスの充填ができないため引取時に対応できるよう準備すること。なお、日本国内においては、そのままでは登録不可能車両となるので、注意すること。
- (4) その他何らかの原因により、エンジン始動が困難な場合もあるため、事前に十分調査し、スムーズに引取りできるよう準備すること。
- (5) 燃料残量に伴うトラブル・事故が発生した場合、当局は一切責任を負わない。
- (6) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金は、2.（売却物品）に記載のとおり預託済みである。なお、引取後解体する場合、車両の装備、状態に応じて余分にリサイクル料金がかかる場合があり、その料金は買受人の全額負担とする。また、リサイクル料金の預託状況を証する書類は、リサイクル料金（預託金相当額）及び契約金額の納入を確認後、交付する。
- (7) 名義変更手続、自賠責保険手続等は、買受人が自らの負担で行うこと。
- (8) 引取後の本車両の故障・事故等について、当局は一切責任を負わない。
- (9) 車体に大阪市のロゴ及びステッカー等がある車両については、車両引取り後、ステッカーの取外し及び塗装替え等を行うこと。また、その結果が確認できる作業前・作業後の写真を撮り、速やかに当局担当者まで提出（郵送も可）すること。（提出は、写真もしくはA4コピー用紙にカラー印刷したものとする）

なお、作業完了までは、車両の見えやすい位置に、買受人名称を明示すること。また、車内での喫煙は控えること。

(10) 上記（１）～（９）にかかる費用は、買受人の負担とする。

1 3.（暴力団等の排除について）

（１）買受人が、この契約の物品引取までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

（２）買受人はこの契約の入札及び履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る当該事務事業を所管する担当課長へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

正当な理由なく、本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認められるときは、条例第 12 条の公表及び大阪市競争入札指名停止措置要綱による指名停止を行うことがある。

（３）買受人は、（２）に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。

（４）本市及び買受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

1 4.（誓約書の提出）

買受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した当局指定の誓約書を提出しなければならない。

1 5.（問い合わせ先）

健康局生活衛生部生活衛生課 林

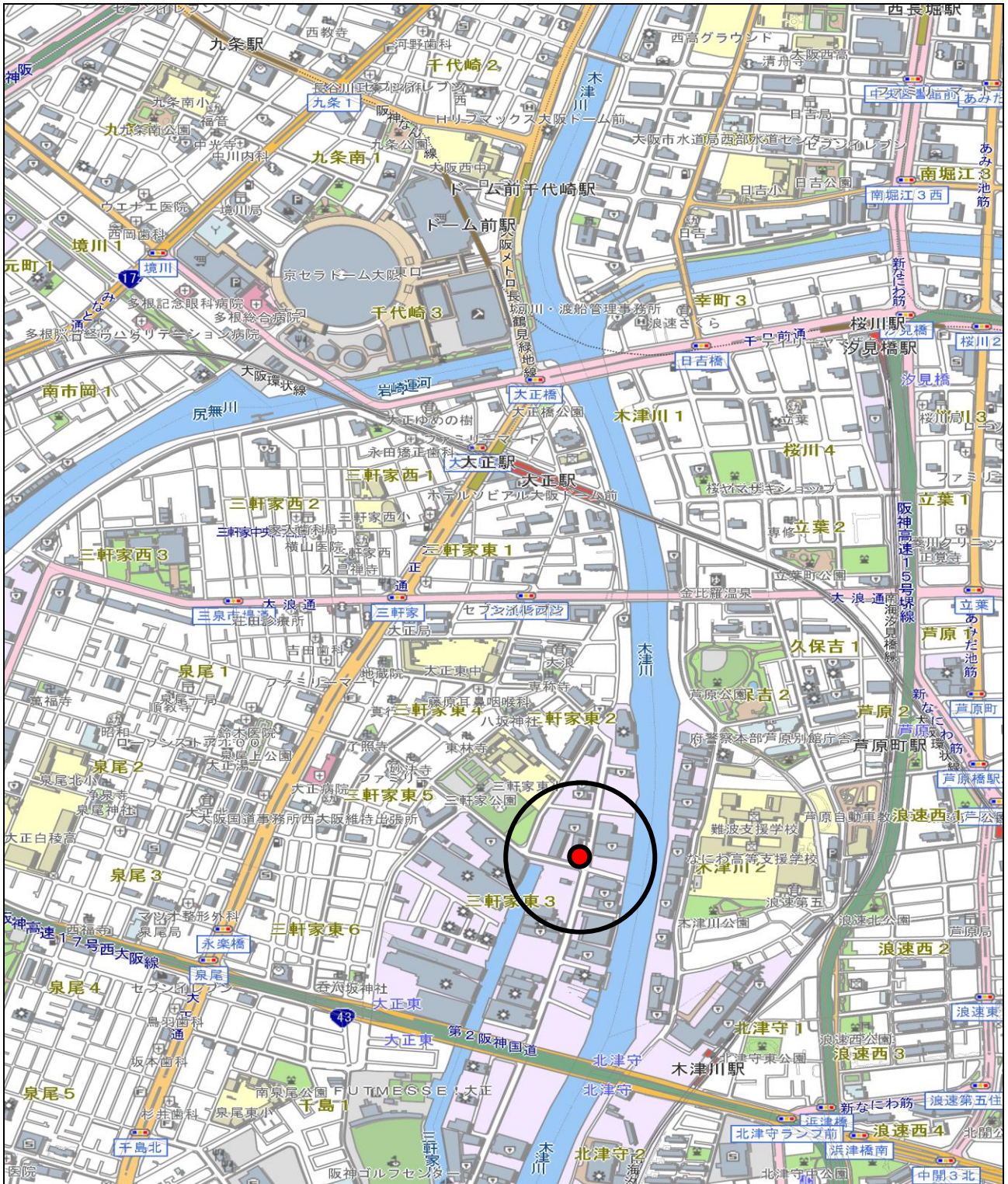
〒530－8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

電話 06-6208-8249

【物品保管場所位置図】

大阪市大正車庫

住所：大阪市大正区三軒家東2-13-13



大阪市健康局売払に関する注意事項

今回の入札については、次の事項について十分注意し、入札に参加してください。

- 本入札に関し、転売を目的で参加される場合は、古物営業法による売買の許可が必要となります。

なお、落札された場合、誓約書とともに許可証の写しを提出していただき、確認させていただきます。

- 国外へ転売する場合は、販売先の属する国の法律等を遵守してください。